

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 8 第 4 号	受理年月日	令和 8 年 1 月 2 9 日
件 名	目黒区議の国民健康保険加入状況調査についての陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>維新の議員による国保逃れが社会的な問題となっている。          維新だけの問題なのか疑問を生じる。</p> <p>本来は、国民健康保険に加入すべき議員が国保加入を逃れて社会保険に加入しているとすれば、社会保険制度の根幹に関わる由々しい事態である。</p> <p>議員の報酬をもとに算定される国民健康保険料は高額であり、これを払わず、社会保険に加入している会社等の定額の報酬をもとに算定した社会保険料を支払っているとすると国民健康保険、健康保険の双方の財政状況を悪化させていることとなる。</p> <p>目黒区の区議会議員は全員国民健康保険に加入されていることは思うが、区民からは疑問が生じていると思われるため、念のため、令和 8 年 1 月 1 日現在の加入状況を確認の上、区民にホームページで公表して欲しい。</p> <p>又、今後について毎年確認の上、年度はじめに国民健康保険料の納付通知を区民に送付する際に、加入状況についての資料を同封して欲しい。</p> <p>尚、地方議員は副業が認められているため、どこかの会社の役員や従業員になっている場合、社会保険加入となるケースも考えられる。</p> <p>一般従業員の場合、社会保険に加入するためには、一週間の所定労働時間が 20 時間(中小企業の場合は約 30 時間)あることが必要となるため、議員の活動とは両立が難しいので加入するケースはほぼないと思われる。</p> <p>法人の役員等について、勤務時間ではなく次の基準で運営されている。</p> <p>法人の役員等が社会保険の被保険者となるかならないかの判断は、昭和 24 年 7 月 28 日保発第 74 号という通達を根拠として「法人の役員、理事等は業務執行権がある場合、被保険者となる。」とされている。</p> <p>無報酬の場合は、被保険者とならないが、給与が低かったり勤務時間が短かったりしても「業務執行権」があるかないかで判断されていて、ここでいう「業務執行権」とは取締役会等に出席して意見を述べたり経営に参画していれば業務執行権があることとなる。</p> <p>この基準に基づいて家業や議員になる前の仕事関係でどこかの会社等の役員として社会保険に加入しているケースは何の問題もない為、このような事情があり国保に加入していない場合は、その旨を区民に説明して頂ければ区民も納得できると思う。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目黒区議の令和 8 年 1 月 1 日現在の国民健康保険加入状況を確認の上、区民にホームページで公表してください。</li> <li>2 今後について毎年確認の上、年度はじめに国民健康保険料の納付通知を区民に送付する際に、加入状況についての資料を同封してください。</li> </ol>			